

正 誤 表

『財政小六法 平成25年版』の826頁の上段（会計検査院法施行規則第十四条の二）に誤りがございました。
お詫びして訂正いたします。

第十四条の二を次のように訂正して下さい。

第十四条の二 官房に、上席検定調査官、上席企画調査官、厚生管理官、上席情報処理調査官及び能力開発官それぞれ一人を置く。
② 上席検定調査官、上席企画調査官、厚生管理官、上席情報処理調査官及び能力開発官は、命を受け、主管の事務をつかさどる。
③ 前条の規定は、上席検定調査官、上席企画調査官、厚生管理官、上席情報処理調査官及び能力開発官の職権について準用する。